

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

- もくじ
- お葬式について考えてみませんか …… P.1~3
 - 「子どもの消費者啓発のための標語」優秀作品決定!! …… P.4

お葬式について考えてみませんか

時代の流れと共に、お葬式の事情やお墓の在り方が少しずつ変化しています。高齢化社会に向けて、自分の最期はどのようにしたいのか決めておきたいという人も増えていきます。今回は、葬儀にまつわるトラブルについてご紹介しましょう。

1 知っておきたい葬儀の知識

【相談事例1】

・身内が急に亡くなり、病院に来ていた葬祭業者が「葬儀一式30万円」と言うので、依頼した。しかし、葬儀が終わったら、50万円を請求された。納得できない。

【相談事例2】

・「葬儀基本セット15万円」と記載された葬儀社からのチラシが、時々郵便ポストに投函されていたので、父の葬儀を依頼した。しかし、見積もりもなく、実際には40万円の請求書が届き驚いた。減額してほしい。

【相談事例3】

・家族が亡くなり、檀家になっている寺院で葬儀から納骨までを行った。言われるままに費用を支払ったが、戒名料だけで100万円と言われた。高額すぎないか。

(広告記載例)

〇〇社の
おトクな葬儀セット
葬儀一式
一般価格より
20%割引!!
30万円
お問い合わせは △△△葬儀社
☎00-0000-0000(担当〇〇まで)

基本セットのご案内
安心価格シンプルセット
50万円 → **35万円**
ベストセット
100万円 → **70万円**
お気軽にお電話ください!! ◇◇葬儀社
☎00-0000-0000(担当〇〇まで)

【葬儀の種類】

最近では形式にとらわれず、故人の生前の希望を尊重する傾向が強くなっています。仏教等の特定の宗教による形式と無宗教の形式によるものがあります。

- ちやくそう
・直葬(火葬のみ) ・密葬 ・家族葬 ・一般的な通夜 ・告別式 ・社葬
・お別れ会 ・偲ぶ会 ・自由葬 ・自然葬 ・音楽葬 ・生前葬等

【葬儀の総費用】 = ① + ② + ③ (※一般的な例)

葬儀の総費用には、葬祭業者に支払うものの他、斎場使用料等の実費や宗教者へのお礼などが含まれます。

①葬儀費用

(葬祭業者に直接支払う)

祭壇、棺、ドライアイス、遺影、看板
花、礼状等



+

②実費

(葬儀社から依頼する
専門の事業者へ支払う)

搬送費(霊柩車)、斎場使用料(火葬料)、骨壺
料理(通夜ぶるまい・精進落とし)、香典返し等

+

③宗教者へのお礼

(寺院等へ支払う)

御布施・戒名料(仏式)
御祭祀料(神式)、御礼(キリスト教)等



アドバイス

広告表示に注意!!

葬祭業者の広告には全ての金額が含まれていないことがあり、①を自社の葬儀費用として掲載していることがあります。

消費者が内訳を確認せず、葬儀の際に支払う費用の総額と認識しているとトラブルになります。

見積もりは必ず確認!!

- ◆見積書には別途かかる費用(②③)が含まれていないことがあります。
実費を含んだ「これ以上かからない」という見積もりを、書面で受取りましょう。
- ◆「一式」や「セット」の契約の場合、明細には何が含まれているか、よく確認しましょう。
不明な点は、事業者に聞いて説明してもらいましょう。
- ◆可能であれば、2~3社から葬儀費用と実費(①②)の見積もりを取って比較しましょう。
- ◆なお③の宗教者へのお礼は、施主から直接渡す場合がほとんどです。



2 葬儀サービスの生前契約

身寄りがない、子供がいても遠方に住んでいるなどの事情があり、自分が元気なうちに葬儀やお墓等、死後のことを決めておきたいという人が増えています。「周囲に迷惑をかけないように最期を迎えたい」と、エンディングノートなどに希望を綴っておく場合もあります。

【相談事例1】

・子供や親族がないので、老後の財産管理や入院時の手続き、死後の葬儀等の処理をしてくれるというサービスに申し込もうと思うが、信用しても大丈夫だろうか。



【相談事例2】

・高齢独居で、近所との付き合いや兄弟との行き来も少ないので今後のことが心配。生前に死後も含めてのサポートの契約をしたい。



アドバイス

- ◆いつ施行するか決められない契約なので、事業者がその時まで営業を続けているという保証はありません。契約時の一括前払いは避けましょう。
- ◆一旦契約しても内容の変更や途中での解約は可能か、必ず確認してください。
- ◆遠方でも家族や親族がいる場合は、事前にサービス内容について相談して同意を取ることが望ましいでしょう。
- ◆生前に死後のことまで契約することになります。財産を託す相手として信用できる事業者か、慎重に検討しましょう。

★判断力が不十分になった時が不安な場合★

台東区では、住みなれた地域で安心して生活を続けられるように様々な支援を行っています。

- 台東区消費者相談コーナー**では、契約に関するトラブルについて解決のお手伝いをしています。トラブルにあったときは早めにご相談ください。
- 金銭管理や成年後見制度などについては、**社会福祉協議会**や**地域包括支援センター**で相談することができます。お気軽にご利用下さい。

～いつか訪れる最期に向けて～

- 葬儀に関しては、短時間に多くのことを決めなければならず、事業者の言われるままになりがちです。葬儀やお墓の契約は高額になることが多いので「こんなはずではなかった」と後悔しないために、日頃から葬儀について調べておきましょう。
- 家族も弔問の方も、穏やかに故人とお別れができるような葬儀を行いたいものです。事業者に要望をはっきり伝え、契約内容は必ず確認しましょう。
- 元気なうちに、自分自身で葬儀やお墓をどのようにしたいか、エンディングプランを立てる人も増えています。ご自身に希望がある場合は、事前に周囲の人に伝えておくのがよいでしょう。

「子どもの消費者啓発のための標語」優秀作品決定!!

「子どもの消費者啓発のための標語」募集に、小中学生合わせて120作品の応募がありました。ありがとうございました。これらの作品は、10月12日・13日に開催した「消費生活展」で展示させていただきました。

優秀作品は、「消費生活展」に来場された方の投票により次のように決まりました。なお、本作品については、台東区ホームページに掲載されています。



【小学生の部】優秀賞作品

「ちちははの あせのけっしょう この百円」	田原小 5年	中村 瑞稀
「ケイタイは きけんもあるよ きをつけよう」	金亀小 5年	小林 野乃花
「考えよう 身近なお金の 大切さ」	台東育英小6年	武市 彩乃
「携帯は 便利で怖い 通信機」	東泉小 6年	中西 純理
「買う前に もう一度だけ 考えよう」	千束小 5年	浅井 栞
「節約は 電気だけじゃなく お金もね」	田原小 6年	櫻井 晴菜

【中学生の部】優秀賞作品

「くだらない 通話とメール 金のムダ」	浅草中 2年	浅井 健之助
「それ必要? ワンモア・チェック 買う前に」	忍岡中 3年	乙部 怜利
「大変だ お金のわなは 底深い」	忍岡中 1年	中川 琴愛
「なくそうよ 携帯電話の トラブルを」	柏葉中 1年	郡司 大河

オレンジの看板が目印です!



台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ④番窓口

相談は秘密厳守・無料です。
早めの相談が解決の近道です。

●多重債務や高金利でお困りの方は、「クレジット・サラ金相談」も常時開設していますので、ぜひご相談ください。